

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領（標準例）

（通則）

第1条

介護保険法に基づく平成11年3月31日付厚生省令第37号第37条（指定居宅サービス事業及び基準該当居宅サービス事業において準用）、同第38号第27条（基準該当居宅介護支援事業において準用）、同39号第35条、同第40号第36条、同第41号第34条の規定による事故が発生した場合の保険者への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

（目的）

第2条

本要領は、介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにサービス提供事業者から介護保険担当課へ報告が行われ、賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

（事故の範囲）

第3条

報告すべき事故の範囲は、原則、以下のとおりとする。

1 サービス提供による利用者のケガや死亡事故等（以下「ケガ等」という。）

(1) ケガ等とは、死亡事故のほか、転倒・転落に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥、異食及び薬の誤与薬等で医療機関において治療（施設内における医療処置を含む。）、または入院したものを原則とする。ただし擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。

(2) 事業者側の責任や過失の有無は問わない。

（利用者の自己責任及び第三者の過失による事故も含む。）

例 利用者間同士のトラブル、無断外出、交通事故等

(3) サービス提供には、送迎・通院等も含む。

2 感染症、食中毒、結核及び疥癬

感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1・2・3・4類の感染症（ただし4類の定数把握を除く）とする。

3 従業員の法令違反・不祥事等利用者の処遇に影響があるもの

（例）利用者からの預かり金の横領、送迎時の交通事故など

4 上記1、2及び3以外で、特に報告を求められた場合

5 その他、震災、風水害及び火災その他これらに類する災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故

（報告事項）

第4条

報告事項は、下記のとおりとする。

1 報告日

2 事業所名、所在地、管理者名、電話番号

3 利用者の氏名、住所、被保険者番号、年齢、性別、要介護度、電話番号

4 事故発生時の状況

- (1) 発生日時
- (2) 発生場所
- (3) 事故の概要（考えられる原因等を含む。）
- (4) 利用医療機関名
- (5) 家族への連絡状況等

5 事故後の状況

- (1) 再発防止への取り組み
- (2) その他

※ なお、報告書の標準例は別紙のとおりとする。

ただし、本条における報告の項目が明記されている書式であれば、代替して差し支えない。

（報告対象者等）

第5条

事故報告は、事故に関係する介護サービス利用者が、区（市町村）内在住者（住所地特例者を含む。以下「区（市町村）民」という。）である場合及び事業者・施設所在地が区（市町村）内の場合とする。

（報告の手順）

第6条

報告書は、まず第一報を、第4条の（1）から（4）について速やかに提出し、その後、事故処理が済み次第、第4条（5）について、遅滞なく提出すること。

1 第一報

- (1) 事業者は、事故が発生した場合、速やかに家族に連絡するとともに、介護保険担当課に報告書を提出し、居宅介護支援事業所にも、同様の報告書を提出する。
- (2) 緊急性の高いものは、第一報を電話で行い、その後速やかに報告書を提出する。

2 途中経過及び最終報告

事業者は、事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理について区切りがついた時点で、文書にて報告書を提出する。

（対応）

第7条

報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応を行うものとする。

事故対応は、当該被保険者が区（市町村）民の場合を原則とするが、必要に応じて、他の区市町村や東京都及び東京都国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。